監　委　第　３８４　号

令和８年　８月２１日

茨城県知事　　大井川　和彦　殿

茨城県監査委員　半　村　　登

同　　黒　部　博　英

同　　稲　見　真　二

同　　田　中　美　和

令和７年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項及び第 22 条第１項の規定に基づき、令和８年８月３日付けで審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について、茨城県監査基準に準拠し審査を実施したので、次のとおり審査意見書を提出します。

令和７年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

第１　審査対象

審査対象は、令和７年度決算に基づき算定した実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びに資金不足比率とこれらの算定の基礎となる事項を記載した書類（以下「算定基礎事項書類」という。）である。

第２　審査手続

審査に当たっては、知事から提出された健全化判断比率及び資金不足比率並びにこれらの算定基礎事項書類について、

・健全化判断比率及び資金不足比率の算定に誤りはないか

・算定基礎事項書類が適正に作成されているか

に主眼を置き、決算書等必要な書類と照合精査して慎重に審査を行った。

第３　審査の結果及び意見

審査した結果、本県の令和７年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率はいずれも適正に算定され、算定基礎事項書類はいずれも適正に作成されているものと認められる。

健全化判断比率のうち、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、実質収支額がそれぞれ黒字であることから算定されず、また、実質公債費比率は前年度に比べて 0.5 ポイント上昇(悪化)し 10.1%となり、将来負担比率は前年度に比べて 7.7 ポイント低下(改善)し 150.2%となった。いずれも国が示した早期健全化基準を下回っていた。

資金不足比率については、対象となる公営企業会計において資金不足額が生じていないので算定されない。

本県の財政は、将来負担比率は徐々に改善傾向にあるものの、急激に進行する人口減少・少子高齢化に加え、激甚化する自然災害、老朽化するインフラ、不透明な社会情勢などを勘案すると、予断を許さない状況にあることから、引き続き財政の健全化に努められたい。

健全化判断比率	令和６年度 (%)	令和７年度 (%)	増　減	国が示した 早期健全化基準（%）
実質赤字比率	－	－	－	３．７５
連結実質赤字比率	－	－	－	８．７５
実質公債費比率	９．６	１０．１	０．５	２５．０
将来負担比率	１５７．９	１５０．２	△　７．７	４００．０

（注）実質赤字額及び連結実質赤字額がないため「－」と記載した。

○資金不足比率

会　計　名	令和６年度 (%)	令和７年度 (%)	増　減	国が示した 経営健全化基準（%）
水道事業会計	－	－	－	２０．０
工業用水道事業会計	－	－	－	
地域振興事業会計	－	－	－	
病院事業会計	－	－	－	
鹿島臨海都市計画 下水道事業会計	－	－	－	
流域下水道事業会計	－	－	－	
港湾事業特別会計	－	－	－	
都市計画事業土地区画 整理事業特別会計	－	－	－	

（注）資金不足額がないため「－」と記載した。